

高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金

高齢運転者によるアクセルとブレーキの踏み間違いが原因となる交通事故を未然に防ぐため、障害物検知機能付き安全運転装置または障害物検知機能なし安全運転装置の設置に対し、装置の設置に要する費用の一部を補助します。

補助限度額 安全装置の購入設置額から4万円(センサー無しの場合は2万)を除いた額の5分の4(1,000円未満切り捨て)

- ・ 障害物検知機能付き 上限 3万2,000円
- ・ 障害物検知機能なし 上限 1万6,000円

補助対象者 次の全てを満たす個人

- ① 町内に住所を有し、令和5年3月31日時点で65歳以上の方
- ② 有効期限内の自動車の運転免許証を保有している方
- ③ 町税および自動車税を滞納していない方
- ④ 非営利かつ自ら使用する自動車に安全運転支援装置を設置した方
- ⑤ 申請者が支払った購入設置費に対する他の補助金を受けていない方

補助対象の自動車 次の全てを満たす車両

- ① 個人の用途に供する普通自動車・小型自動車・軽自動車
- ② 車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されている
- ③ 車検証の「使用者の氏名又は名称」欄に申請者の氏名が記載されている

※ 申請は、安全運転支援装置を設置した日から3カ月以内。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※ 予算がなくなり次第終了します。設置後、お早めに申請してください。

申請受付期限 令和5年3月1日(水)

問合せ先 役場 都市整備課 内線164

特殊詐欺や悪質商法をシャットアウト！

特殊詐欺対策電話機器等の購入に補助金を交付します

県内で高齢者を対象とする特殊詐欺被害が多発しています。

被害の未然防止を図るため、特殊詐欺対策電話機器等の購入・設置(工事費含む)をされた方に対して、次の条件で費用の一部補助します。

対象 町内に在住し当該年度中に満65歳以上となる方、またはその方と同居する世帯員の方

補助対象(次のいずれかに該当する電話機または装置)

- ・ **特殊詐欺対策電話機** 自動応答録音装置等の機能を備えた、迷惑電話への対策機能を有する固定電話機
- ・ **自動応答録音装置** 固定電話に取り付け、自動で相手に通話内容を録音することを伝え、録音する機能を有する装置
- ・ **自動着信拒否装置** 固定電話に取り付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否または通知する機能を有する装置

補助金額 購入金額の2分の1以内とし、5,000円を限度額とします。(100円未満切り捨て)

※ ポイント利用分および機器の運用に必要な付帯サービス(ナンバーディスプレイ)の費用は補助対象外です。

※ 予算がなくなり次第、受付を終了します。

補助対象期間 10月3日から令和5年3月末日までに機器の購入・設置をしたもの

受付期限 令和5年3月末日

申請方法等 1世帯につき1台まで申請できます。

必要書類等詳しくは、役場窓口または町ホームページでご確認ください。

申請・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152





自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助します

愛知県で自転車に乗る際には、自転車損害賠償保険等の加入が義務化となり、ヘルメットの着用が「努力義務」と愛知県条例で定められています。

町では自転車を利用する児童生徒等および高齢者のヘルメット着用を促進し、自転車利用時の交通事故被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入費用を補助します。

補助対象者 町内在住の7歳～18歳の方および65歳以上の方

※保護者が購入した場合は保護者の方が申請

※使用者1人につき1個まで

※購入から3カ月以内に申請してください。

※令和4年4月1日以降に購入したヘルメットに限ります。

対象ヘルメット 安全認証の付いた新品【図参照】

補助額 購入費用の2分の1(上限2,000円)※10円未満切り捨て

申請方法 次の①～⑤を都市整備課へ提出してください。

①補助金交付申請書兼実績報告書

②領収書の写し等(購入者氏名、金額、日付、品名、購入店の記載があるもの)

③ヘルメットの安全認証適合を確認できるもの(保証書、説明書、現物等の提示)

④補助金交付請求書

⑤振込先が分かる通帳等の写し

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※予算がなくなり次第終了します。購入後、お早めに申請してください。

申請受付期限 令和5年3月1日(水)

問合せ先 役場 都市整備課 内線164

安全認証マーク



GSマーク
(ドイツ製品安全の認証)



SGマーク
(製品安全協会の安全認証)



CPSCマーク
(米国消費者製品安全
委員会の安全認証)



CEマーク
(EU加盟国の安全認証)



JCFマーク
(日本自転車競技連盟の安全認証)

大治町高齢者 IT 機器導入支援補助金

町内在住の満 65 歳以上の方に

スマートフォンの 購入を補助します

対象者

- ・大治町に住民票がある方
- ・令和4年度中に満65歳以上になる方
- ・町税に滞納がない方
- ・令和4年4月1日以降令和5年1月31日までに、初めてマイナンバーカード対応スマートフォンを所有した方
- ・マイナンバーカードを取得、もしくは申請中の方
- ・町公式 SNS をフォローまたは、町メールサービスに登録していただける方
- ・下記事業者のスマホ講座(個別相談含む)、または町主催のスマホ講座に参加していただける方

事業者一覧

docomo au (UQ モバイル)

SoftBank (Y! モバイル)

RakutenMobile

※総務省が行う令和4年度当初予算「利用者向け

デジタル活用支援事業」の公募において

全国展開型の事業実施団体として採択された団体

申請・問合せ先

役場 企画課 内線 128



町ホームページ

URL <https://www.town.oharu.aichi.jp/4230.htm>

補助金額

購入金額の2分の1
限度額 2万円

受付期限

令和5年2月28日(火)

※令和5年1月31日(火)までに
購入したものに限り

※予算がなくなり次第終了

STEP1 スマホを購入する

左記事業者でマイナンバー対応スマホを購入する

STEP2 スマホ講座を受講する

左記事業者が実施するスマホ講座(個別相談含む)
または町主催のスマホ講座を受講する。

STEP3 補助金の申請をする

- ・申請書兼請求書は、役場または一部の近隣ショップで配布しています。
- ・所有者氏名、購入年月日、機種、数量、金額、販売業者名が明記された販売業者の証書の写し、契約に関する書類、マイナンバーカード(申請中の方は運転免許証等)、本人の口座情報が分かるものが必要です。

※詳細については、2次元コードより町ホームページをご覧ください
ただか、お問合せください。